

2025 年 8 月 9 日

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0731 第 2 号」（令和 7 年 7 月 31 日付）により下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

【新たに保険収載された検査項目】（令和 7 年 8 月 1 日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
エムボックスウイルス核酸検出	700点	「D023」微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)	下記 参照

エムボックスウイルス核酸検出は、エムボックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムボックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR 法により実施した場合に、本区分の「19」の SARS-CoV-2 核酸検出の所定点数を準用し、1 回に限り算定する。

●弊社受託未定

以上

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。

本社 〒710-0834 倉敷市笹沖 468 番地の 5

インフォメーション TEL(086)427-2323

ホームページ <http://www.oml-inc.jp>